甲は、「セットアップ支援サービス（Enterprise Mobility ＋ Security 対応）」（以下、「本サービス」という）を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. セットアップ支援サービス(Enterprise Mobility ＋ Security 対応)
 (1) 乙は、設置作業依頼書にもとづき次の作業を実施します。
  ① Azure AD 参加
  ② Azure AD ログイン
  ③ Azure Information Protection クライアントのダウンロード/インストール（乙が必要と判断した場合の作業）
  ④ 設置作業依頼書記載の項目にもとづく完了確認
 (2) 「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
  ① 「オフィスあんしん オンラインオフィススイート（マイクロソフト Office 365 Enterprise Mobility ＋ Security シリーズ）」が「本サービス」の実施に必要な環境になっていること。
  ② 「本サービス」の実施に必要な情報が記載された乙所定の書面を、「本サービス」着手前までに甲が乙に提供すること。
  ③ ユーザーID およびパスワードの入力は甲が行い、乙に代行させないこと。
 (3) 「本サービス」には、次の作業は含まないものとします。
  ① 「本サービス」提供条件を満たすための OS バージョンアップおよびエディションのアップグレード

2. 基本業務スタートオプション
 (1) 既存プロファイルから個人用フォルダ/メール/ブラウザ/プリンタなど基本的なデータ/設定を基本サービスで作成したプロファイルにセットアップを実施します。乙は、当該作業を設置作業依頼書にもとづいて実施します。
  ① 既存プロファイルでの移行用データの取得
   イ) Edge のブックマーク
   ロ) Outlook のメールデータ（Outlook2010 以降）
  ② 既存プロファイルデータへのアクセス権の設定
  ③ 既存プロファイルの個人フォルダおよびアプリケーションのデータコピー
   イ) マイドキュメント/マイピクチャ/マイビデオ/マイミュージック/デスクトップ
   ロ) Internet Explorer のお気に入り
   ハ) DocuWorks Desk フォルダ（Desk 保存先はデフォルト設定に限る）
  ④ アプリケーションデータ取り込み/設定
   イ) Edge のブックマーク取り込み/プロキシ設定
   ロ) Internet Explorer プロキシ設定
   ハ) Outlook のメールデータの登録追加
  ⑤ プリンタ設定/FAX 設定
   イ) 設置作業依頼書に記述されているプリンタ/FAX デバイスの登録（最大 5 台まで）
  ⑥ 設置作業依頼書記載の項目にもとづく完了確認
 (2) 「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
  ① OS 格納ドライブに対象データをコピーするため、空き容量が十分確保されていること
  ② 旧 Outlook のメールデータのエクスポートは、送信/受信メールアイテム、アドレス帳（連絡先）、予定表が対象
  ③ DocuWorks 環境は、ユーザーフォルダ内のファイル/フォルダ、リンクフォルダ設定が対象（お仕事バー、アノテーション、Viewer/Desk のツールバー設定、Desk のプラグイン設定、文書トレイ、トレイ環境設定などは対象外）
  ④ DocuWorks のセットアップはデフォルト設定で実施。Desk フォルダの保存先を変更している場合は、お客様で再度変更していただく
 (3) 「本サービス」には、次の作業は含まないものとします。
  ① 異なる PC からのプロファイルデータの移行
  ② 対象商品外のメールアプリケーションは、送受信設定ならびにメールデータの移行
  ③ 旧 Outlook メールデータは登録追加のため、Exchange Online へのデータアップロード（インポート）
  ④ DocuWorks 環境のお仕事バー、アノテーション、Viewer/Desk のツールバー設定、Desk のプラグイン設定、文書トレイ、トレイ環境設定
  ⑤ プリンタ/FAX 設定は、同一フロア内に設置されているデバイス（複合機/プリンタ）を対象とし、各デバイスへのプリンタ/FAX 1 つずつの登録とする。デバイス本体側の設定は対象外

3. 本項は、前二項に共通して適用するものとします。
 (1) 「本サービス」を提供する PC の台数は、注文書に記載のとおりとします。
 (2) 甲は、すみやかに「本サービス」の完了を確認し、「終了確認証」を乙へ提出するものとします。
 (3) 乙は、「本サービス」が完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知するものとし、次号に定める場合を除き、その扱いについて別途協議するものとします。
 (4) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に「本サービス」の料金を支払うものとします。乙が、「本サービス」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「本サービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して、「本サービス」の料金を支払うものとします。
 (5) 甲は、「本サービス」を乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
 (6) 「本サービス」完了後、甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
 (7) 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、「本サービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第 5 号の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。
 (8) 前 2 号の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。

以上